
5 0 1 0. 輸入申告変更

業務コード	業務名
I D E	輸入申告変更

1. 業務概要

「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務後、以下の手続きの変更（以下、輸入申告変更等という。）または特例申告（特例委託特例申告を含む。）を行う。

- ①輸入申告（申告納税）（輸入許可前貨物引取（以下、BPという。）承認申請を含む。）
 - ②輸入申告（賦課課税）
 - ③輸入申告（少額関税無税）（BP承認申請を含む。）
 - ④輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）
 - ⑤輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告及び蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）
 - ⑥蔵入承認申請
 - ⑦移入承認申請
 - ⑧総保入承認申請
 - ⑨展示等申告
 - ⑩蔵出輸入申告（申告納税）（BP承認申請を含む。）
 - ⑪蔵出輸入申告（賦課課税）
 - ⑫移出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請を含む。）
 - ⑬移出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）
 - ⑭総保出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請を含む。）
 - ⑮総保出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）
- （1）本業務を税関の開庁時間外に行う場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。ただし、申告等種別が特例申告の場合は除く。
 - （2）輸入申告DBに関税割当証明書提出猶予申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
 - （3）輸入申告DBに原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
 - （4）輸入申告DBに個別納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
 - （5）輸入申告DBに特例申告納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
 - （6）申告等種別が特例申告の場合で、輸入申告DBに酒税またはたばこ税・たばこ特別税に係る特例申告納期限延長申請（以下、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）という。）を行う旨が登録されている場合は、特例申告を受理せず、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理を行う。
 - （7）登録内容に基づき輸入申告等を「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸入申告DBに登録されているIDA01業務の入力者と同一であること。
- ③システムに通関士として登録されていること。ただし、輸入申告DBに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告DBチェック

入力された申告等番号について以下のチェックを行う。

- (A) 入力された申告等番号が輸入申告DBに存在すること。
- (B) 申告等変更事項の登録が完了していること。
- (C) 輸入申告等（BP承認申請を含む。）がされていること。
- (D) 輸入申告変更等（BP承認申請変更を含む。）がされていないこと。
- (E) 申告等種別が特例申告の場合は、特例申告期限日を過ぎていないこと。
- (F) 輸入申告DBに登録されている入港年月日は本業務が行われた日より未来日でないこと（海上のみ）。
- (G) 以下の登録がされていないこと。
 - 「輸入申告等手作業移行」
 - 「輸入申告等撤回」
 - 「特例申告手作業移行」
- (H) 通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。

(4) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下のチェックを行う。

ただし、申告等種別が特例申告の場合は除く。

- ①当該申告・申請者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 貨物情報関連チェック

以下の場合以外にチェックを行う。

ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、チェックを行う（海上のみ）。

- ①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合
- ②申告等種別が特例申告の場合
- ③BP承認後の場合
- ④輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

(A) 海上の場合

輸入申告DBに登録されているB/L番号について、以下のチェックを行う。

なお、一括申告する場合は、輸入申告DBに登録されているB/L番号の仕分けの子でチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

- (a) B/L 番号が貨物情報DBに存在すること。
- (b) 輸入貨物であること。
- (c) 他の輸入申告等がされていないこと。（蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合を除く）
- (d) 蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合は、以下のチェックを行う。
 - ①蔵入承認済貨物であること。
 - ②蔵出輸入申告中または再蔵入承認申請中でないこと。
 - ③蔵出輸入許可となっていないこと。
- (d) 輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。
ただし、本船・ふ中扱い貨物の場合及び貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。
なお、複数のB/L 番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のすべてを満たすこと。
 - ①輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に蔵置されている貨物が1つ以上あること。
 - ②すべての貨物が蔵置税関の管轄する保税地域に蔵置されていること。
- (e) パースにおける輸入申告の場合は、リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。
- (f) 仕分けの親となっていないこと。
- (g) 混載仕分けの親となっていないこと。
- (h) 訂正保留中となっていないこと。
- (i) 一括申告する場合は、仕分けの子が5 B/L 以下であること。
- (j) 本船・ふ中扱い貨物の場合は、「積荷目録提出（DMF）」業務が行われていること。（「簡易貨物情報登録（SCR）」業務により登録された貨物の場合を除く。）
- (k) 輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場が本船扱いに対応する蔵置場である場合は、本船扱い承認されていること。
- (l) 輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場がふ中扱いに対応する蔵置場である場合は、ふ中扱い承認されていること。
- (m) 以下の項目について、輸入申告DBに登録されている内容と貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。
 - ①貨物個数
 - ②積載船舶コード
 - ③船卸港コードなお、一括申告する場合の貨物個数についてはB/L 番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。
また、複数のB/L 番号が輸入申告DBに登録されている場合は、貨物個数の合計でチェックを行う。
- (n) コンテナ本数について、一括申告または複数のB/L 番号が輸入申告DBに登録されている場合は、貨物情報DBに登録されているコンテナ本数の合計が999を超えていないこと。
- (o) コンテナ本数について、輸入申告DBに登録されている内容が貨物情報DBに登録されている内容と同一であること。
なお、一括申告する場合のコンテナ本数についてはB/L 番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。
また、複数のB/L 番号が輸入申告DBに登録されている場合は、コンテナ本数の合計でチェックを行う。
- (p) 以下の登録がされていないこと。
 - 「廃棄届受理」
 - 「亡失届受理」
 - 「滅却承認」

「現場収容」
「税関内収容」
「その他の搬出承認」

- (q) 貨物手作業移行されていないこと。
 - (r) 削除対象となっていないこと。
 - (s) コンテナ扱いで通関する場合は、デバンニングされていないこと。
 - (t) 通関予定蔵置場以外の蔵置場における搬入時申告の登録がされていないこと。
 - (u) 他所蔵置場所に通関する場合は、以下のチェックを行う。
 - ①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - ②貨物情報DBと輸入申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。
 - ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
 - (v) 輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、以下のチェックを行う。
 - ①一括申告等識別に「C」が登録されている場合は、コンテナ詰貨物のみであること。
 - ②一括申告等識別に「M」が登録されている場合は、コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物が混在していること。
 - ③一括申告等識別に「L」が登録されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみであること。
 - (w) 複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。
ただし、一括申告する場合は、チェックを行わない。
 - ①輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、分散蔵置していること。
 - ②輸入申告DBに一括申告等識別が登録されていない場合は、分散蔵置していないこと。
- (B) 航空の場合
- 輸入申告DBに登録されているAWB番号について、以下のチェックを行う。
- また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、輸入貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。
- (a) AWB番号が輸入貨物情報DBに存在すること。
 - (b) ULDでないこと。
 - (c) MAWBでないこと。
 - (d) 仕分中となっていないこと。
 - (e) 一般仮陸揚貨物でないこと。
 - (f) 仮・仮貨物でないこと。
 - (g) 国外向け機移し貨物でないこと。
 - (h) 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。
 - (i) システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。
 - (j) HAWBの場合は、輸入申告DBに登録されているMAWB番号と輸入貨物情報DBのMAWB番号が同一であること。
 - (k) AWBの場合は、輸入申告DBにMAWB番号の登録がされていないこと。
 - (l) 他の輸入申告等がされていないこと。
 - (m) 輸入マニフェスト通関申告がされていないこと。
 - (n) 機用品蔵入等承認申請がされていないこと。
 - (o) 以下の登録がされていないこと。
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「廃棄届受理」
 - 「減却承認」

「亡失届受理」
「保税運送承認」
「税関内収容」
「現場収容」
「登録情報削除容認」

- (p) 貨物手作業移行されていないこと。
- (q) 積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。
- (r) 仕分け親でないこと。
- (s) 通関予定蔵置場からの保税運送申告がされていないこと。
- (t) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- (u) 突合されていること。

ただし、HAWBの場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。

- ①HAWBについて、「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務等が行われていること。
- ②MAWBについて、「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務等が行われていること。

なお、本業務において、突合とは以下の条件を満足した状態のことをいう。

- ①通関予定蔵置場に全量蔵置されていること。

ただし、HAWBの場合で、通関予定蔵置場がHPK業務を不要として登録されている場合は除く

- ②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

ただし、スプリット情報仕分けされた貨物は除く。

- (v) HAWBの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。
- (w) 訂正保留中でないこと。
- (x) 輸入申告DBに登録されている以下の内容と輸入貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。

- ①貨物個数
- ②貨物重量（グロス）
- ③積載船（機）名
- ④入港年月日
- ⑤船（取）卸港コード

- (y) 輸入貨物情報DBに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。

- ①積載船機名
- ②入港年月日
- ③船（取）卸港コード

- (z) 輸入申告DBに登録されている積載船機名、入港年月日及び船（取）卸港コード（以下、「積載機情報」という。）と輸入貨物情報DBに登録されている積載機情報が同一であること。

ただし、HAWBの場合は、以下のいずれかの積載機情報とチェックを行う。

- ①HPK業務等が行われている場合は、HPK業務等により、輸入貨物情報DBに登録された、HAWBの積載機情報
- ②HPK業務等が行われていない場合は、ACH業務等により、輸入貨物情報DBに登録された、MAWBの積載機情報

なお、スプリット貨物である場合は、輸入貨物情報DBに登録されている複数の積載機情報のいずれかと同一であること。

- (aa) 他所蔵置場所を通関する場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
- ②輸入貨物情報DBと輸入申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。

③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

(ab) 到着即時輸入申告扱いの場合は、スプリット貨物でないこと。

(ac) 貨物到着前輸入申告扱いの場合は、以下のチェックを行う。

<A>AWBの場合は、以下のチェックを行う。

<a>スプリット貨物でないこと。

「貨物確認情報登録(PKG)」業務が行われていないこと。

<c>「搬入確認登録(システム対象外保税運送)(OIN)」業務が行われていないこと。

<d>以下の条件を全て満たすこと。

①「積荷目録事前報告(ADMO1)」業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。

②ADMO1業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。

HAWBの場合は、以下のチェックを行う。

<a>HAWBについて、以下のチェックを行う。

①スプリット貨物でないこと。

②HPK業務が行われていないこと。

MAWBについて、以下のチェックを行う。

(ア)「ULD引取情報登録(UDA01)」業務実施済みの旨が登録されていないこと。

(イ)PKG業務及びOIN業務が行われていないこと。

(ウ)以下の条件を全て満たすこと。

<ア>HAWBについて、「HAWB情報登録(輸入)(HCHO1)」業務が行われていること。

<イ>MAWBについて、以下のチェックを行う。

①ADMO1業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。

②ADMO1業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。

③ADMO1業務またはACH業務により、運送種別が未定の旨が登録されていないこと。

(6) 適用法令チェック

申告等種別が蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告または蔵出輸入(引取・特例)申告の場合で、変更事項登録日と本業務が行われた日が異なる場合は、以下のチェックを行う。ただし、BP承認後の場合は除く。

(A) 保険関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括保険番号について、以下のチェックを行う。

(a) 包括保険番号が6桁の場合

①包括保険番号が保険DBに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に保険DBの登録内容に変更がないこと。

③輸入申告日が保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

(b) 包括保険番号が8桁の場合

①包括保険番号が包括保険DBに存在すること。

②輸入申告日が包括保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

(B) 輸入包括評価申告関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括評価申告受理番号について、以下のチェックを行う。

①包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括評価申告DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。

(C) 輸入包括審査関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括審査扱い受理番号及び品目コードについて、以下のチェックを行う。

- ①包括審査扱い受理番号及び品目コードが輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBに登録されている有効期限内であること。

(D) 原産地関連チェック

輸入申告DBに登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

- ①原産地コードがシステムに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

(E) 特惠例外関連チェック

特惠税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが特惠例外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特惠停止期間内でないこと。

(F) 輸入品目関連チェック

輸入申告DBに登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

- ①品目コードが輸入品目DBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入品目DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。
- ④特惠税率が適用されている品目で特惠税率の適用方式がエスケープ・クローズ方式の場合は、本業務が行われた日が特惠適用期間内であること。

(G) 特惠管理関連チェック

特惠税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている品目コードに係る特惠項名及び原産地に係る国名コードの組み合わせが特惠管理DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特惠適用期間内であること。

(H) 関税減免税関連チェック

輸入申告DBに登録されている関税減免税コードについて、以下のチェックを行う。

- ①関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入関税減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

(I) 内国消費税関連チェック

輸入申告DBに登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

- ①内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。

(J) 内国消費税等減免税関連チェック

輸入申告DBに登録されている内国消費税等減免税コードについて、以下のチェックを行う。

- ①内国消費税等減免税コードが輸入内国消費税等減免税コードDBに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入内国消費税等減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。

(K) 特別緊急関税対象品目関連チェック

輸入申告DBに登録されている品目コードがSSG対象品目DBに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合は、以下のチェックを行う。

①申告等種別が蔵出輸入（引取・特例）申告の場合で、数量チェック対象の場合は、輸入申告DBに登録されている数量が輸入基準数量を超えていること。^{*1}

②価格チェック対象の場合は、輸入申告DBに登録されている課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。^{*1}

③申告等種別が蔵出輸入（引取・特例）申告の場合は、価格チェック対象でないこと。^{*1}

（*1）チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、EPAに基づく税率が適用された場合で、システムに特別緊急関税対象品目チェックを不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

(L) 輸出入者関連チェック

輸入申告DBに登録されている輸入者及び輸入取引者について、以下のチェックを行う。

①輸入者及び輸入取引者が国内用輸出入者DBに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に国内用輸出入者DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が国内用輸出入者DBに登録されている有効期限内であること。

(M) LDC特恵除外関連チェック

特別特恵税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている品目コード及び原産地に係る国名コードの組み合わせがLDC特恵除外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特別特恵停止期間内でないこと。

(N) EPA関連チェック

適用された関税率がEPAに基づく税率の場合に、以下のチェックを行う。

①輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、EPAの適用可能とEPA税率管理DBに登録されていること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間にEPA税率管理DBの登録内容に変更がないこと。

③変更事項登録日から本業務が行われた日までの間にEPA／FTA国管理DBの登録内容に変更がないこと。

④輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、EPA適用期間内であること。

(O) 運賃特例及び保険明細不明関連チェック

輸入申告DBに登録されている運賃区分コードが運賃特例に係るコードである場合または保険区分コードが保険明細不明に係るコードである場合は、以下のチェックを行う。

①輸入申告DBに登録されている運賃区分コードが「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に、運賃特例自動計算適用管理DBの登録内容に変更がないこと。

②輸入申告DBに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、事項登録日から本業務が行われた日までの間に、保険料自動計算適用管理DBの登録内容に変更がないこと。

(7) 口座関連チェック

輸入申告DBに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①口座番号が口座DBに存在すること。

- ②通関業者口座の場合は、入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
- ③輸入者口座の場合は、輸入者または輸入取引者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

(8) 担保関連チェック

(A) 以下のいずれかの条件を満たす場合は、以下のチェックを行う。

ただし、BP承認が行われている場合は、チェックを行わない。

- ①輸入申告DBに担保登録番号（据置担保または個別担保。以下同様。）及び担保額が登録されている場合
- ②申告等種別が輸入（引取）申告、輸入（引取・特例）申告または特例申告の場合で、輸入申告DBに担保登録番号が登録されている場合（輸入申告DBに担保額が登録されていない場合も含む。）
- なお、以下の条件を満たす場合は、個別担保を輸入（引取）申告用の担保として扱う。
- ①申告等種別が輸入（引取・特例）申告または特例申告である
- ②「担保登録番号の繰返し2回目、個別担保の両方に登録がある」または「個別担保のみに登録がある」
- ③「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが異なる場合で、個別担保の登録があて先官署で行われている場合」または「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが同じ場合で、輸入（引取）申告用の担保提供原因のみが登録されている場合」

(a) 存在チェック

担保登録番号が担保DBに存在すること。

(b) 担保提供者チェック

以下のいずれかを満たすこと。なお、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

<A>担保登録番号及び担保額が登録されている場合で、輸入（引取）申告用の担保でない場合

- ①担保DBに登録されている担保提供者コードが以下のいずれかである。
- ・輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁
 - ・輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭13桁
 - ・入力者
- ②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁または13桁が登録されている。

輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合

- ①担保DBに登録されている担保提供者コードが輸入者の先頭8桁または先頭13桁と同一である。
- ②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者の先頭8桁または先頭13桁が登録されている。

(c) 引落とし可能期間チェック

本業務が行われた日（申告等種別が特例申告の場合は、輸入申告DBに登録されている輸入（引取）許可年月日）が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。

(d) 担保提供原因チェック

<A>申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、IDA01業務において1回目の担保登録番号欄に入力された担保登録番号について、担保DBに輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。

ただし、IDA01業務において1回目の担保登録番号欄に入力されていない場合は、チェックを行わない。

以下のいずれかの場合は、担保登録番号の繰返し1回目または個別担保に輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。

①申告等種別が特例委託輸入（引取）申告の場合で、邦貨換算後のインボイス価格の合計が201,000円以上

②申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、関税課税標準額の合計が201,000円以上

(e) 担保使用可能官署チェック

あて先税関官署において使用可能な担保であること。

(B) 輸入申告DBに担保登録番号及び担保額が登録されている場合（申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合を含む。）のみ、以下のチェックを行う。ただし、BP承認が行われている場合は、チェックを行わない。

(a) 使用可能通関業者チェック

担保DBに使用可能通関業者が登録されている場合は、本業務の入力者と同一であること。

(b) 担保提供原因チェック

申告等種別が輸入（引取・特例）申告及び特例申告以外の場合は、以下のチェックを行う。

<A>輸入申告DBに1つの担保登録番号（据置担保）が登録されている場合

包括納期限延長する場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

輸入申告DBに2つの担保登録番号（2つの据置担保または据置担保と個別担保）が登録されている場合

①包括納期限延長する場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

③BP承認申請の場合は、担保DBにBP承認申請用の担保提供原因が登録されていること。

④再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

<C>輸入申告DBに個別担保が登録されている場合

①個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②BP承認申請の場合は、担保DBにBP承認申請用の担保提供原因が登録されていること。

③再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

(c) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告または特例申告の場合で、特例申告納期限延長する場合は、担保DBに特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

(d) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告または特例申告の場合は、特例申告あて先税関官署で使用可能な担保であること。

(9) 共通管理番号関連チェック

輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連チェックを行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(10) 共通管理番号関連チェック

輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連チェックを行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(11) 関税割当証明書DBチェック

輸入申告DBの輸入承認証等識別に関税割当証明書（システム）に対応するコードの登録がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入申告DBの輸入承認証番号等に登録されているNACCS用関税割当証明書番号が、関税割当証明書DBに存在すること。
- ②当該申告番号の先頭10桁と一致する申告番号が関税割当証明書DBに登録されており、その確認状態が仮登録取消済以外であること。ただし、輸入（引取）申告の場合を除く。
- ③輸入等申告日が行われた日が関税割当証明書DBに登録されている期間満了日を経過していないこと。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（2）審査区分選定処理

申告等種別が特例申告以外の場合は、輸入申告DBの内容に基づき審査区分選定処理を行う。

当初の輸入申告等後に「審査区分変更・検査（運送）指定（CKO）」業務により審査区分の変更が行われた場合は、変更された審査区分を引き継ぐ。

（3）通関関係書類（原紙）提出要否判定処理

申告等種別が特例申告以外の場合は、輸入申告DBの内容に基づき、通関関係書類（原紙）の提出要否を判定する。

（4）利用者用整理番号払出し処理

（A）申告等種別が特例申告以外の場合

既に払い出された利用者用整理番号を引き継ぐ。

（B）申告等種別が特例申告の場合

利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、利用者単位の通番を払い出す。

ただし、申告等種別が特例申告の場合で、輸入（引取）申告者と本業務入力者が同一である場合は、輸入（引取）申告時の利用者用整理番号を引き継ぐ。

（5）輸入申告DB処理

申告等種別が特例申告以外の場合は、入力された申告等番号に対して、処理結果及び輸入申告等変更された旨を輸入申告DBに登録する。

（6）貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、処理を行う（海上のみ）。

②申告等種別が特例申告の場合

③BP承認後の場合

④輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

（A）海上の場合

輸入申告DBに登録されているB/L番号について、輸入申告変更等された旨を貨物情報DBに登録する。

(B) 航空の場合

輸入申告DBに登録されているAWB番号について、輸入申告変更等された旨を輸入貨物情報DBに登録する。

(7) 特例申告受理処理

申告等種別が特例申告の場合で、輸入申告DBに特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）を併せて行う旨が登録されていない場合は、以下の処理を行う。

(A) 担保引落とし処理

輸入申告DBに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

(a) 引落とし処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されており、担保DBに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告DBに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

なお、輸入申告DBに2つまたは3つの担保登録番号が登録されており、担保DBに同一の担保提供原因が登録されている場合は、関税等（関税、特殊関税、消費税及び地方消費税）とその他の内国消費税等（関税等以外の内国消費税）で下表に示す順序で引き落とし処理を行う（1つの受入科目と担保提供原因に対して複数の担保登録番号からの引落としは行わない。）。

	据置担保（1欄目）	据置担保（2欄目）	個別担保
関税等	3番目	1番目	2番目
その他の内国消費税等	3番目	2番目	1番目

①引落とし結果を担保DBに登録する。

②担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。

ただし、納期限延長用の担保提供原因の場合は、登録しない。

③担保引落とし済みの旨を輸入申告DBに登録する。

④資金DBに特例申告された旨及び担保引落とし済みの旨を登録する。

(b) 担保残高不足処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されていない場合または、担保残高が不足している場合は、エラーとする。

(B) 納付処理

納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

(a) 特例申告口座一括引落とし登録処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日以前の場合は、以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

なお、特例申告口座一括引落とし処理についての詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F02「特例申告口座一括引落とし処理」を参照。

①特例申告された旨を資金DBに登録する。

②一括納付書番号を払い出す。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

③一括納付書番号及び受入科目毎に納付すべき税額を口座一括振替用DBに登録する。

(b) リアルタイム口座処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、以下のいずれかの条件を満たす場合は、リアルタイム口座を利用して納付する場合のみ、以下の処理を行う。

①本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日を過ぎている場合

②申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合

＜A＞納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告DBの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をMPN納付DBに登録する。

＜B＞リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告DBに登録する。

＜C＞口座残高不足の旨を資金DBに登録する。

＜D＞口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Webサーバ向けに送信する。

(c) 一括納付書用登録処理

納付方法が口座振替でない税科目がある場合で、本業務が行われた日が一括納付書用登録処理の特定日以前である場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

①特例申告された旨を資金DBに登録する。

②一括納付書番号を払い出し、資金DBに登録する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

(d) 納付方法が口座振替でない税科目がある場合で以下のいずれかの条件を満たす場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

①本業務が行われた日が一括納付書用登録処理の特定日を過ぎている場合

②申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合

＜A＞直納処理

納付方法が直納の場合は、特例申告された旨を資金DBに登録する。

＜B＞MPN処理

①特例申告された旨及びMPNを利用して納付する旨を資金DBに登録する。

②納付番号及び確認番号を払い出し、特例申告あて先税関官署、申告等番号及び納期限が同一の受入科目の納付情報を1つにまとめ、MPN納付DBに登録する。

(C) 輸入申告DB処理

特例申告された旨を輸入申告DBに登録する。

(8) 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理

申告等種別が特例申告の場合で、輸入申告DBに特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）を併せて行う旨が登録されている場合は、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された旨及び特例申告期限日の翌月末日を基準として削除対象とする旨を輸入申告DBに登録する。

(9) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。ただし、申告等種別が特例申告の場合は除く。

(10) 共通管理番号関連処理

輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(11) 添付ファイル管理DB処理

添付ファイル管理DBに入力された申告等番号に係る情報が存在する場合は、以下の処理を行う。

①輸入申告等変更された旨を登録する。

②「通関関係書類（原紙）提出要否判定」の判定結果を登録する。

③特例申告受理となった場合は、特例申告受理された旨を登録する。

(12) 包括保険DB処理

包括保険番号が8桁の場合、本業務が入力された日を包括保険DBに登録する。

(13) 関税割当証明書DB処理

輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある場合は、以下の処理を行う。

①輸入申告変更等された旨を登録する。

②特例申告された場合は、当該申告番号に係る裏落内容について税関確認済みの旨を登録する。

③特例申告受理となった場合は、特例申告受理された旨を登録する。

(14) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入申告等控情報 ^{*2}	輸入申告変更等された場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸入申告変更控 ②輸入申告変更控（少額関税無税） ③蔵出輸入申告変更控 ④移出輸入申告変更控 ⑤総保出輸入申告変更控 ⑥輸入許可前貨物引取承認申請変更控 ⑦輸入許可前貨物引取承認申請変更控（少額関税無税） ⑧蔵出輸入許可前貨物引取承認申請変更控 ⑨移出輸入許可前貨物引取承認申請変更控 ⑩総保出輸入許可前貨物引取承認申請変更控 ⑪蔵入承認申請変更控 ⑫移入承認申請変更控 ⑭総保入承認申請変更控 ⑮展示等申告変更控 ⑯輸入（引取）申告変更控 ⑰蔵出輸入（引取）申告変更控	入力者
		税関（通関担当部門） ^{*3}
		入力者
		輸入者および輸入取引者 ^{*4}
納付書情報（直納）	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合は、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）控として出力	入力者
	特例申告受理された場合は、特例申告控として出力	入力者
納付書情報（直納）	以下の条件をすべて満たす場合 ただし、特例申告納期限延長と即納混在の場合は、特例申告納期限延長対象の税科目分の出力は行わない。 ①特例申告である ②納付すべき税額がある ③納付方法が直納である ④一括納付対象でない ⑤特例申告納期限延長（酒税・たばこ税）されていない	入力者

情報名	出力条件	出力先
納付番号通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ただし、特例申告納期限延長と即納混在の場合は、 特例申告納期限延長対象の税科目分の出力は行わない。 ①特例申告である ②納付すべき税額がある ③納付方法がMPNである ④一括納付対象でない ⑤特例申告納期限延長（酒税・たばこ税）されていない	入力者、輸入者または輸入者に係る代表通関業者のいずれか*5
輸入申告等情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門）*8
特例申告納期限延長申請情報	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合	税関（収納担当部門）
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ①添付ファイル管理DBに申告等番号に係る情報が存在する ② 輸入申告情報（レコーダ）を出力する ③変更前の審査区分が「簡易審査扱い」である	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門）*8
関税割当裏落内容仮登録通知情報	輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある場合。ただし、引取申告を除く。	税関（通関担当部門）
関税割当裏落内容確認結果通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ①輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある ②申告等種別が特例申告である	関税割当裏落数量の仮登録者*6
		輸入者*4*9
検査予約取消票		税関（通関担当部門）*8
検査取消票	以下の条件を満たす場合に出力 ①検査を行う官署が変更となる ②検査指定済である	申告者
		検査立会者*7
		通関蔵置場*4

（* 2）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D02「輸入申告等控情報について」を参照。

（* 3）訂正票出力識別欄に「P」が入力された場合にのみ出力する。

（* 4）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

（* 5）システムに出力する旨が登録されている利用者のみに出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

（* 6）関税割当裏落数量の仮登録者（「関税割当裏落数量仮登録（TQC）」業務の入力者）と関税割当証明書内容の登録者（「関税割当証明書内容登録（TQA）」業務の入力者）が異なる場合は、両方に出力する。

（* 7）検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。

（* 8）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。

（* 9）関税割当裏落内容の仮登録者と同一である場合は出力しない。

7. 特記事項

(1) 出力される関連省庁の届出・申請番号について

関連省庁の届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、関連省庁別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

①食品等輸入届出受付番号欄

②輸入植物検査申請番号欄

③畜産物輸入検査申請番号欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会（I X X）」業務で確認することができる。